



若年勤労者住宅で暮らしてみませんか

建築課住宅係 ☎(63)2217

若年勤労者住宅は、若年勤労者の住環境の充実を図ることにより、定住化を促進し、地域の活性化および子育て支援に寄与することを目的として建てられた特定公共賃貸住宅です。市営住宅と同じように公募による入居が可能です。令和5年4月1日から、入居要件・期間が一部変更されます。



◀住宅の写真等、詳しくは市ホームページへ

●若年勤労者住宅の概要

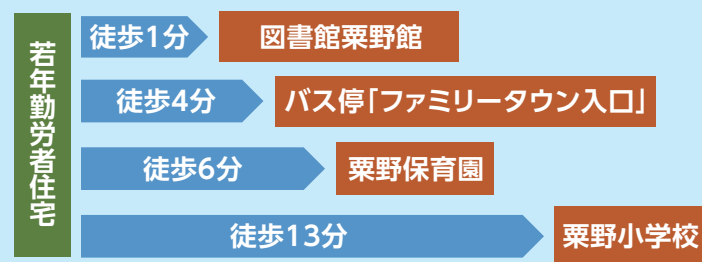
変更前	変更後 (令和5年4月1日～)								
<table border="1"> <tr> <td>入居要件</td> <td>入居時に持ち家がなく、夫婦共に34歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円～514万4千円の範囲内の世帯</td> </tr> <tr> <td>入居期間</td> <td>夫婦いずれかが40歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)</td> </tr> </table>	入居要件	入居時に持ち家がなく、夫婦共に34歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円～514万4千円の範囲内の世帯	入居期間	夫婦いずれかが40歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)	<table border="1"> <tr> <td>入居要件</td> <td>入居時に持ち家がなく、夫婦のいずれかが45歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円以上となる世帯</td> </tr> <tr> <td>入居期間</td> <td>夫婦のいずれもが59歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)</td> </tr> </table>	入居要件	入居時に持ち家がなく、夫婦のいずれかが45歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円以上となる世帯	入居期間	夫婦のいずれもが59歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)
入居要件	入居時に持ち家がなく、夫婦共に34歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円～514万4千円の範囲内の世帯								
入居期間	夫婦いずれかが40歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)								
入居要件	入居時に持ち家がなく、夫婦のいずれかが45歳以下であること。市税に滞納がなく、世帯の合計所得が227万6千円以上となる世帯								
入居期間	夫婦のいずれもが59歳に到達する年度末まで (その他一部入居期間制限あり)								

場所	鹿沼市口栗野642番地2
構造	木造平屋建て
間取り	3LDK (77.84㎡)
家賃	50,000円
設備	浴槽(ユニットバス)、トイレ(洋式、ウォシュレット機能)、キッチン(IHコンロ)

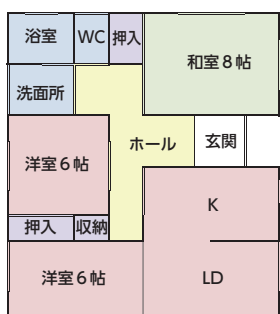
※入居する際に家賃3カ月分の敷金と連帯保証人の選定が必要です。

●主要施設までの距離

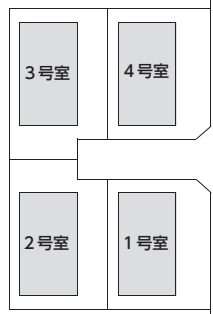
※道路距離80m=徒歩1分として算出



【間取り】



【配置図】



【位置図】



バリアフリー設計の平屋一戸建てです。一般乗用車2台が駐車できる敷地です。